

山口市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成30年4月

山 口 市

目 次

1 改定にあたって	1
(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
(2) 取り組みの経緯	1
(3) 市行動計画の作成	2
2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
(1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な方針	3
(2) 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	3
(3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
(4) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	5
(5) 対策推進のための役割分担	7
(6) 市行動計画の主要5項目	9
(7) 発生段階	12
3 発生段階に応じた対策の実施	14
未発生期	14
海外発生期	15
地域未発生期（国内発生早期・国内感染期）	17
地域発生早期（国内発生早期・国内感染期）	19
地域感染期（国内感染期）	21
小康期	23
参考資料	25
山口市新型インフルエンザ等対策本部条例	26
山口市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱	27
山口市新型インフルエンザ等対策連絡会議設置要綱	29
新型インフルエンザ相談窓口	30
用語解説	31

1 改定にあたって

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図られることとなった。

(2) 取り組みの経緯

我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定が行われ、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成20年法律第30号。)」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年2月に新型インフルエンザ対策行動計画が改定された。

山口県においても、国の策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」に準じて、県としての新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、その後、数次にわたり見直しが行われている。

本市においては、国及び県の策定した行動計画に準じて「山口市新型インフルエンザ対策行動計画」を平成23年3月に策定し、平成25年3月に改定を行っている。

平成21年4月に、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数203人であり、死亡率は0.16(人口10万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年9月に国の新型インフルエンザ対策行動計画が改定され、県においても、国の行動計画の改定に準じ、県の行動計画が改定された。

また、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ねられ、平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

(3) 市行動計画の作成

国は、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成25年2月7日）を踏まえ、平成25年6月7日「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

県においても、政府行動計画に示された基準を踏まえ、地域の実情に応じ、的確に対応できる体制の整備を図るため、「山口県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を同年11月に作成した。県行動計画は、県における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や県が実施する措置等を示すとともに、市町が市町行動計画を作成する際の基準となるべき事項が定められており、本市においても、示された基準を踏まえ、地域の実情に応じ、的確な体制の整備を図るため、現行の「山口市新型インフルエンザ対策行動計画」を改定し、「山口市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成した。

市行動計画は、本市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見を取り入れ見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、市は、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

(1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、本市への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延の恐れのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

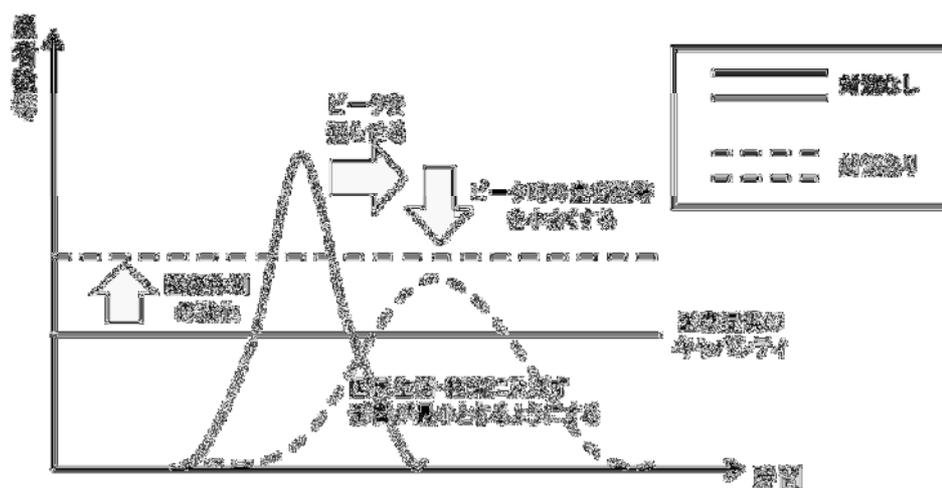
ア 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減し、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

イ 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ① 地域での感染症対策により、欠勤者の数を減らす。
- ② 事業継続計画の作成・実施等により、市民生活及び地域経済安定に寄与する業務の維持に努める。

対策の効果 概念図



(2) 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去の新型インフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高

い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、政府行動計画及び県行動計画において示された基準を踏まえ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。（具体的な対策については、3において、発生段階ごとに記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階では、対策物品の備蓄や住民接種の体制整備、市民に対する啓発や事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を行っておくことが重要である。
- 海外及び国内で新型インフルエンザが発生した段階では、国、県の動きに合わせて対策実施のための体制に切り替える。
- 県内の発生当初の段階では、適切な医療の情報提供を行うとともに、県からの要請により、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 県内で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 事態によっては、本市の実情等に応じて、県や関係機関等と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにする。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するため

には、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

(3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生したときに、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等に係る対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

ア 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、不要不急の外出の自粛要請、学校、施設等の使用等制限等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、国民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

イ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

ウ 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部、市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市対策本部長は、必要がある場合には県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

エ 記録の作成・保存

市は、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

(4) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

ア 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの

想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合がありえ、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国では、政府行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。

国が推計した流行規模を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次表のとおりとなり、市行動計画においてもこれを参考とする。

新型インフルエンザ流行規模（推計）

全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計			
	国	山口県	山口市
医療機関を受診する患者数	約1,300万人 ～2,500万人	約15万人 ～30万人	約2～4万人
入院患者数上限 (上段：病原性中等度 下段：病原性重度)	約53万人	約6,000人	約800人
	約200万人	約23,000人	約3080人
死亡者数の上限 (上段：病原性中等度 下段：病原性重度)	約17万人	約2,000人	約270人
	約64万人	約7,000人	約940人

※ 県行動計画で示された県の患者数を住民基本台帳に基づく人口(平成25年3月31日現在)により人口割して本市の患者数を試算した。国は、米国疾病予防管理センター(CDC)モデルに基づき試算している。

ただし、この推計には、抗インフルエンザウイルス薬や新型インフルエンザワクチン等による効果は考慮されていない。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

イ 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

(5) 対策推進のための役割分担

ア 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。（特措法第3条第1項）

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。（特措法第3条第3項）

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

イ 県・市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。（特措法第3条第4項）

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

特措法及び感染症法に基づく措置の実施に当たっては、国や保健所を設置する下関市、市町及び指定（地方）公共機関等の事業者と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、患者移送・防疫用器具の整備、医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤の整備に努める。

新型インフルエンザ等患者が複数の県をまたがって移動した場合や、県境部で新型インフルエンザ等患者等が発生した場合など、本県のみによる対応が困難又は不適當な場合は、接触者調査や入院医療機関の確保等について、国及び近隣の県と調整を行う。

県立総合医療センターにおいては、感染症指定医療機関として患者等に対する医療を積極的に提供する。

健康福祉センターについては、地域における感染症対策の中核機関として、環境保健センターについては、県における技術的専門的な機関として、それぞれの役割が十分果たされるよう機能強化をはじめとした対応を推進していく。

警察本部及び警察署においては、必要に応じて、健康福祉部と連携して新型インフルエンザ等の流行時、社会的混乱を生じさせないように努める。

【市】

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対する情報提供や予防・まん延防止に関する措置等により感染拡大を抑制し、市民の生命及び健康を保護することに努める。

また、市民生活及び地域経済への影響が最小となるよう市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等の対策を実施する。これらの対策については、県、近隣市町、指定（地方）公共機関と緊密な連携を図るとともに、基本的対処方針に基づき、的確に実施することが求められる。

消防機関においては、県の要請により患者等の移送に協力する。

ウ 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

エ 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

オ 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

カ 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集

まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

キ 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

(6) 市行動計画の主要5項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「ア 実施体制」、「イ 情報収集・共有及び情報提供」、「ウ 予防・まん延防止」、「エ 予防接種」、「オ 市民生活及び地域経済の安定の確保」の5項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

ア 実施体制

新型インフルエンザ等対策については、関係者が迅速かつ的確に対処するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、広く周知しておく必要がある。

さらに、関係部局が連携し、全庁一体となった取り組みを進める必要があるため、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、各発生段階に応じた体制を整備する。

(未発生期)

山口市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議（議長：健康福祉部政策管理室長）を設置する。

(海外発生期)

発生状況に応じて山口市新型インフルエンザ等対策連絡会議（議長：副市長）を開催し、国内・県内発生に備える。

(地域未発生期～地域感染期)

国において、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされた場合、特措法に基づき、山口市新型インフルエンザ等対策本部（本部長：市長）を設置する。

緊急事態宣言がなされない場合においても、発生地域や病原性の程度等、発生の状況に応じて、対策本部を設置する。

(小康期)

緊急事態解除宣言がされたときは、山口市新型インフルエンザ等対策本部を廃止する。

共通	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関及び関係団体等との情報の共有に関する事 ② 所管する集客施設等に対する情報提供及びまん延防止に関する事 ③ 国内発生早期以降における関係団体等への活動の継続、又は自粛要請に関する事 ④ 職場内での感染防止に関する事 ⑤ 市内発生期から大規模流行期における市業務の維持に関する事
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ① 市庁舎におけるまん延防止対策に関する事 [管財課] ② 市の業務継続に関する総括（職員の健康状態の把握、職員の応援体制等）に関する事 [職員課] ③ 職員の特定接種に関する事 [職員課] ④ 生活必需品及び食料品の確保に関する事 [総務課] ⑤ 山口市新型インフルエンザ等対策本部の設置の支援及び本部事務局の庶務の支援に関する事 [防災危機管理課] ⑥ 山口県（危機管理部局）との連携に関する事 [防災危機管理課]
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 山口市新型インフルエンザ等対策本部の設置の支援及び本部事務局の庶務の支援に関する事 [広報広聴課] ② 市民への周知、広報に関する事 [広報広聴課] ③ 報道機関への情報提供に関する事 [広報広聴課]
交流創造部	<ul style="list-style-type: none"> ① 観光客への対応に関する事 [観光交流課]
地域生活部	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合支所及び地域交流センター庁舎におけるまん延防止対策に関する事 [協働推進課] ② 大規模流行時における火葬能力の維持及び遺体安置所の確保に関する事 [生活安全課]
各総合支所 (山口総合支所を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合支所及び地域交流センター庁舎におけるまん延防止対策に関する事 [地域振興課]
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ① ごみ収集及びし尿処理の安全確保に関する事 [環境衛生課 資源循環推進課 環境施設課 清掃事務所]
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ① 山口市新型インフルエンザ等対策本部の設置及び本部事務局の庶務に関する事 [健康増進課] ② 山口市新型インフルエンザ等対策連絡会議及び連絡調整会議に関する事 [健康増進課] ③ 山口県（県健康増進課、山口健康福祉センター）との連携に関する事 [健康増進課] ④ 新型インフルエンザ等発生動向の情報収集に関する事 [健康増進課] ⑤ コールセンター等の相談窓口の設置・運営に関する事 [健康増進課] ⑥ 市民への感染予防・まん延防止の啓発に関する事 [健康増進課] ⑦ 対策用品の備蓄に関する事 [健康増進課] ⑧ 市民の健康相談に関する事 [健康増進課] ⑨ 住民接種に関する事 [健康増進課] ⑩ 社会福祉施設等における感染状況等の情報収集及び情報提供に関する事 [高齢福祉課 障がい福祉課 介護保険課] ⑪ 社会福祉施設等の閉鎖及び利用者に関するケアに関する事 [高齢福祉課 障がい福祉課 介護保険課] ⑫ 要援護者及び在宅療養者等に対する生活支援に関する事 [高齢福祉課 障がい福祉課 地域福祉課]
こども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ① 幼稚園、保育施設、児童福祉施設等における感染状況等の情報収集及び情報提供に関する事 [保育幼稚園課 こども未来課] ② 幼稚園、保育施設、児童福祉施設等の閉鎖に関する事 [保育幼稚園課 こども未来課] ③ 幼稚園、保育施設、児童福祉施設等における感染予防・まん延防止に関する事 [保育幼稚園課 こども未来課]
経済産業部	<ul style="list-style-type: none"> ① 高病原性鳥インフルエンザ発生動向の情報収集に関する事 [農林政策課] ② 家きん飼育者に対する防疫に関する事 [農林政策課]
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ① 交通機関との連携に関する事 [交通政策課] ② 交通規制等応急交通対策に関する事 [道路河川管理課]
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ① 上下水道の安定確保対策に関する事
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係経費の支出に関する事
市議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ① 市議会議員への情報提供に関する事 ② 市議会開催の可否に係る関係部局との調整に関する事
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 県教育委員会との連携に関する事 [学校教育課] ② 各小中学校との連携に関する事 [学校教育課] ③ 教育機関における感染予防・まん延防止に関する事
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ① 救急搬送に関する事

イ 情報収集・共有及び情報提供

未発生の段階や患者数が少ない段階では、情報が限られていることから、国及び県からの情報収集を積極的に行う必要がある。

また、県が設置する連絡協議会への参加や庁内の連絡調整会議等により、県や関係部署との情報共有をすることが、市としての迅速な対応をする上で重要である。

市民への情報提供については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受け取り手に応じた情報提供のため、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 予防・まん延防止

(ア) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

(イ) 主なまん延防止対策

個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じて県が要請する、不要不急の外出の自粛や施設の使用制限等への協力を行う。

エ 予防接種

(ア) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

市は、あらかじめ、特定接種の対象となりうる職務に従事する接種対象者、接種順位等を定めるとともに、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等発生時には、自らの職員に速やかに特定接種を実施する。

(イ) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして、市が実施主体となる、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とするが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部において決定される。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

(ウ) 接種体制

特定接種及び住民接種については、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築する。

オ 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くとされている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、国民生活及び国民経済への影響を最小限とできるよう、国、地方公共団体、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

(7) 発生段階

国においては、発生段階を「未発生期」「海外発生期」「国内発生早期」「国内感染期」「小康期」の5段階に分類している。

しかし、地域の発生状況は様々であり、その状況に応じて、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、県行動計画における発生段階は、「未発生期」「海外発生期」「地域未発生期」「地域発生早期」「地域感染期」「小康期」の6段階に分類され、それぞれの段階に応じた対策等が定められている。

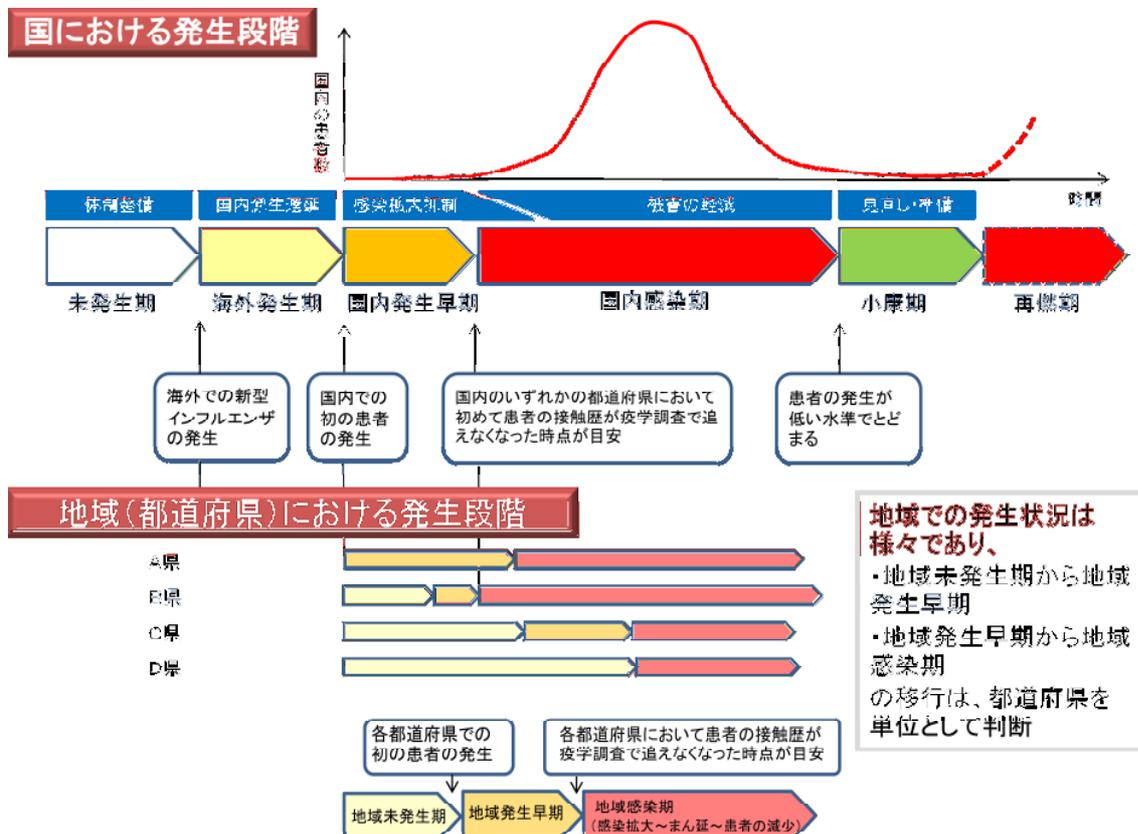
市行動計画では、県が判断した段階に応じて、定められた対策を実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

新型インフルエンザ等発生段階

発生段階	状 態		WHO のフェーズ
	国	県・市	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		フェーズ 1. 2. 3
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		フェーズ 4. 5. 6
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(地域未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	
		(地域発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(地域感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少	
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		ポスト パンデミック期

発生段階と方針



3 発生段階に応じた対策の実施

未発生期

〔状態〕 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
 〔対応の視点〕 発生に備えて体制の整備を行う。

ア 実施体制

実施内容	主となる部局
「山口市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議」を設置し、新型インフルエンザ等の発生に備える。	健康福祉部
新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。	健康福祉部
県（健康福祉センター）が設置する「新型インフルエンザ等対策連絡協議会」に参加し、県、他の市町との情報交換、連携体制の確認を行うとともに、県と連携し訓練を実施する。	健康福祉部 教育委員会 消防本部

イ 情報収集・共有及び情報提供

実施内容	主となる部局
国、県が発信する新型インフルエンザ等に関する情報の入手に努めるとともに、連絡調整会議等により関係部局間での情報共有を行う。	健康福祉部
新型インフルエンザ等の基本的な情報や一般的な予防、食料品・生活必需品の備蓄等について、広報紙やウェブサイト等で情報提供を行う。	総合政策部 健康福祉部
市民からの一般的な相談に応じるためのコールセンターを設置する準備を進める。	健康福祉部

ウ 予防・まん延防止

実施内容	主となる部局
感染予防のため、市民に対し、咳エチケットや手洗い、うがいの励行等、基本的な感染対策の普及を図る。	健康福祉部
発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、マスクを着用するなど、感染を広げないための基本的な感染対策について理解促進を図る。	健康福祉部
国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、県その他関係機関との連携を強化する。	健康福祉部
新型インフルエンザ等の流行に備え、小中学校、幼稚園、保育園、福祉施設等に対し、臨時休業の対応について検討する。	健康福祉部 こども未来部 教育委員会

エ 予防接種

実施内容	主となる部局
国が実施する登録事業者の登録業務や施設の確保等、特定接種に関する業務について、必要に応じて協力するとともに、特定接種の集団的接種体制の構築等を図る。	健康福祉部
特定接種の対象となる業務及び職員数を把握し、集団的接種体制の構築を図る。	総務部 健康福祉部

住民接種については、集団的接種により、接種が円滑に行えるよう医師会等との連携を図るとともに、ワクチン需要量の算出等、接種体制の構築を図る。	健康福祉部 こども未来部 教育委員会
他市町における接種を可能にするよう努める。	健康福祉部
集団的接種実施のための必要人員、接種場所等の設備、接種に要する器具等を確保する。	健康福祉部

オ 市民生活及び地域経済の安定の確保

実 施 内 容	主となる部局
新型インフルエンザ等の流行時に備え、食料品・生活必需品の備蓄について、市民に周知する。	健康福祉部
新型インフルエンザ等の地域感染期における在宅の高齢者、障がい者等の要援護者を把握するとともに、具体的な支援策を検討する。	健康福祉部
新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する。	健康福祉部
県の要請に基づき、救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。	消防本部
火葬施設の火葬可能数、使用燃料、職員の配置状況等の火葬能力及び遺体の安置できる施設等について把握するとともに、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備に協力する。	総務部 地域生活部

海外発生期

- 〔 状 態 〕 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
 〔対応の視点〕 県と連携し情報収集・共有を進める。
 国内・県内の発生に備えて体制の整備を行う。

ア 実施体制

実 施 内 容	主となる部局
「山口市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議」を開催し、国内・県内発生に備える。	健康福祉部
発生地域や病原性の程度等、発生の状況に応じて、「山口市新型インフルエンザ等対策連絡会議」を設置する。	健康福祉部
県（健康福祉センター）が設置する「新型インフルエンザ等対策連絡協議会」に参加する。	健康福祉部 教育委員会 消防本部

イ 情報収集・共有及び情報提供

実 施 内 容	主となる部局
国、県から新型インフルエンザ等に関する情報を入手するとともに、連絡調整会議等により関係部局間での情報共有を行う。	健康福祉部
感染拡大を早期に探知するため、市内の小中学校、幼稚園、保育園等に対し、新型インフルエンザ等の集団発生状況の山口健康福祉センターへの報告と欠席者の把握をするよう要請する。	健康福祉部 こども未来部 教育委員会
新型インフルエンザ等の基本的な情報や一般的な予防、食料品・生活必需品の備蓄等について、広報紙やウェブサイト等で情報提供を行う。	総合政策部 健康福祉部

県が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う窓口を通して、対策の理由、プロセス等の共有を行う。	健康福祉部
市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを設置し、平日開庁時間内において適切な情報提供を行う。	健康福祉部
在住外国人及び視聴覚障がい者等に対し、情報を受け取る人に応じた提供を行う。	交流創造部 健康福祉部

ウ 予防・まん延防止

実 施 内 容	主となる部局
感染予防のため、市民に対し、咳エチケットや手洗い、うがいの励行等を啓発する。	健康福祉部
新型インフルエンザ等の国内発生予防のため、県の要請に応じて、市民に、国外渡航への注意喚起を行う。	総合政策部 健康福祉部 教育委員会
県が行う水際対策の実施に係る情報収集等の依頼に協力する。	総務部 健康福祉部
新型インフルエンザ等の流行に備え、小中学校、幼稚園、保育園、福祉施設等に対し、臨時休業、職員の就業制限等事前の手配を要請する。	健康福祉部 こども未来部 教育委員会

エ 予防接種

実 施 内 容	主となる部局
国が特定接種を行うときは、労務又は施設の確保その他の必要な協力を行う。	健康福祉部
国と連携し、市職員のうち対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。	総務部 健康福祉部
予防接種の進捗状況やワクチンの有効性・安全性に関する情報や、コールセンター等の連絡先等の提供を行う。	健康福祉部
特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始する。	健康福祉部
全市民が速やかに接種できるよう具体的な接種体制の構築を図る。	健康福祉部
国からの要請により、特定接種の接種実施モニタリングに協力する。	健康福祉部

オ 市民生活及び地域経済の安定の確保

実 施 内 容	主となる部局
新型インフルエンザ等の流行時に備え、食料品・生活必需品の備蓄について、市民に周知する。	健康福祉部
発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、「帰国者・接触者相談センター」等を通じて、「帰国者・接触者外来」への受診を周知する。	総合政策部 健康福祉部 教育委員会
新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを、在宅の高齢者、障がい者等、生活支援を要する対象者や支援協力者へ連絡するとともに、大規模流行時における支援策を進める。	健康福祉部
新型インフルエンザ等の流行に備え、必要とされるマスク、消毒液等を市民に対応する窓口に配布の準備を行う。	総務部 健康福祉部
救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の準備をする。	消防本部

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、新型インフルエンザ等による死亡者の遺体を安置できる施設等を検討する。	総務部 地域生活部 関係各課
一時的な埋葬ができる場所の候補地を検討する。	

地域未発生期（国内発生早期・国内感染期）

- 〔 状 態 〕 県内で新型インフルエンザ等は発生していないが、国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- 〔対応の視点〕 県と連携し情報収集・共有を進める。
県内・市内での発生に備えて体制の整備を行う。

ア 実施体制

実 施 内 容		主となる部局
「山口市新型インフルエンザ等対策連絡会議」を設置し、県内発生に備える。		健康福祉部
県（健康福祉センター）が設置する「新型インフルエンザ等対策連絡協議会」に参加する。		健康福祉部 教育委員会 消防本部
緊急事態宣言がされている場合の措置	市長を本部長とする「山口市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、全庁的な対策の準備をする。	総務部 総合政策部 健康福祉部

イ 情報収集・共有及び情報提供

実 施 内 容		主となる部局
国、県から新型インフルエンザ等に関する情報を入手するとともに、連絡会議や庁内メール等で情報を共有する。		総務部 総合政策部 健康福祉部
市内の小中学校、幼稚園、保育園等に対し、新型インフルエンザ等の集団発生状況の山口健康福祉センターへの報告の強化と欠席者の把握を継続するよう要請する。		健康福祉部 子ども未来部 教育委員会
新型インフルエンザ等の基本的な情報や一般的な予防、食料品・生活必需品の備蓄等について、広報紙やウェブサイト等で情報提供を行う。		総合政策部 健康福祉部
県が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う窓口を通して、対策の理由、プロセス等の共有を行う。		健康福祉部
地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。		総合政策部 健康福祉部 都市整備部
国から配布されるQ & Aのほか、国や県、関係機関からの情報の内容を踏まえ、コールセンター等により適切な情報提供ができるよう、体制の充実・強化を行う。		健康福祉部
在住外国人及び視聴覚障がい者等に対し、情報を受ける人に応じた提供を行う。		交流創造部 健康福祉部

ウ 予防・まん延防止

実 施 内 容		主となる部局
感染予防のため、市民に対し、咳エチケットや手洗い、うがいの励行等の啓発を強化する。		総合政策部 健康福祉部

新型インフルエンザ等の流行に備え、小中学校、幼稚園、保育園、福祉施設等に対し、臨時休業、職員の就業制限等事前の手配を要請する。	健康福祉部 こども未来部 教育委員会	
緊急事態宣言がされている場合の措置	県の要請に応じて、小中学校、保育所その他多数の者が利用する施設の使用制限や、施設を使用して行う各種行事等の自粛協力を要請する。	健康福祉部 こども未来部 教育委員会

エ 予防接種

実 施 内 容		主となる部局
パンデミックワクチンの接種体制が整い次第、関係機関と連携を図り、予防接種法第6条第3項に規定する接種を速やかにかつ多くの市民へ行うとともに、予防接種に関する情報提供を開始する。		総合政策部 健康福祉部 消防本部
緊急事態宣言がされている場合の措置	特措法第46条の規定に基づき、臨時の予防接種を市民へ実施する。	健康福祉部
	接種スケジュールや接種場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。	健康福祉部

オ 市民生活及び地域経済の安定の確保

実 施 内 容		主となる部局
新型インフルエンザ等の県内流行時に備え、食料品・生活必需品の備蓄について、市民に周知する。		総合政策部 健康福祉部
生活必需品及び食料品の確保をする。		総務部
発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、「帰国者・接触者相談センター」等を通じて、「帰国者・接触者外来」へ受診するよう引き続き周知する。		総合政策部 健康福祉部
在宅の高齢者、障がい者等、生活支援を要する世帯に対し新型インフルエンザ等に関する情報や食料品・生活必需品の備蓄についての情報提供を行うとともに、要援護者に対し、食料品・生活必需品の供給状況に応じ、物品の確保、配分・配布を行うなどの対策を講ずる。		健康福祉部
新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する支援の必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合は、関係機関と連携し、必要な支援を行う。		健康福祉部
県の要請に基づき電気・ガス・上下水道・運輸・ごみ・し尿等の事業者に対して、県内流行時における要員を確保するよう要請する。		環境部 経済産業部 都市整備部 上下水道局
新型インフルエンザ等の市内発生に備え、必要とされるマスク、消毒液等を市民に対応する窓口に配布の準備を進める。		総務部 健康福祉部
救急搬送体制を整備する。		消防本部
火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、新型インフルエンザ等による死亡者の遺体を安置できる施設等を確保する。		総務部 地域生活部 関係各課
一時的な埋葬ができる場所の候補地を検討する。		
緊急事態宣言がされている場合の措置	水を安定供給するために必要な措置を講ずる。	上下水道局
	市民生活及び経済の安定のために、生活関連物資等の適切な供給を図ることから、関係団体への協力要請を行うとともに、市民からの相談及び情報収集窓口の充実を図る。	総務部 地域生活部 各総合支所 (山口総合支所を除く)

地域発生早期（国内発生早期・国内感染期）

〔 状 態 〕 県内において新型インフルエンザ等の発生が確認されたが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。

〔対応の視点〕 県と連携し、県内・市内での感染拡大をできる限り抑える。

ア 実施体制

実 施 内 容	主となる部局
市長を本部長とする「山口市新型インフルエンザ等対策本部」を開催し、市の具体的な対応を協議し、新型インフルエンザ等対策を全庁的に実施する。	総務部 総合政策部 健康福祉部
県（健康福祉センター）が設置する「新型インフルエンザ等対策連絡協議会」に参加する。	健康福祉部 教育委員会 消防本部

イ 情報収集・共有及び情報提供

実 施 内 容	主となる部局
国、県から新型インフルエンザ等に関する情報を入手するとともに、連絡会議や庁内メール等で情報を共有する。	総務部 総合政策部 健康福祉部
市内の小中学校、幼稚園、保育園等に対し、新型インフルエンザ等の集団発生状況の山口健康福祉センターへの報告の強化と欠席者の把握を継続するよう要請する。	健康福祉部 こども未来部 教育委員会
新型インフルエンザ等の基本的な情報や一般的な予防、食料品・生活必需品の備蓄等について、広報紙やウェブサイト等で情報提供を行う。	総合政策部 健康福祉部
県が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う窓口を通して、対策の理由、プロセス等の共有を行う。	健康福祉部
地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。	総合政策部 健康福祉部 都市整備部
国から配布されるQ & Aのほか、国や県、関係機関からの情報の内容を踏まえ、コールセンター等により適切な情報提供ができるよう、体制の充実・強化を行う。	健康福祉部
在住外国人及び視聴覚障がい者等に対し、受け取る人に応じた情報提供を行う。	交流創造部 健康福祉部

ウ 予防・まん延防止

実 施 内 容	主となる部局	
感染予防のため、市民に対し咳エチケットや手洗い、うがいの励行等の啓発を強化する。	総合政策部 健康福祉部	
県の指示を受け、新型インフルエンザ等の感染を予防し、又はそのまん延を防止するため汚染された場所等の消毒を行う。	環境部	
新型インフルエンザ等の流行に備え、小中学校、幼稚園、保育園、福祉施設等に対し、臨時休業、職員の就業制限等事前の手配を要請する。	健康福祉部 こども未来部 教育委員会	
緊急事態宣言がされている場合の措置	県の要請に応じて、小中学校、保育所その他多数の者が利用する施設の使用制限や、施設を使用して行う各種行事等の自粛協力を要請する。	健康福祉部 こども未来部 教育委員会

エ 予防接種

実 施 内 容		主となる部局
パンデミックワクチンの接種体制が整い次第、関係機関と連携を図り、予防接種法第6条第3項に規定する接種を速やかにかつ多くの市民へ行うとともに、予防接種に関する情報提供を開始する。		総合政策部 健康福祉部 消防本部
緊急事態宣言がされている場合の措置	特措法第46条の規定に基づき、臨時の予防接種を市民へ実施する。	健康福祉部
	接種スケジュールや接種場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。	健康福祉部

オ 市民生活及び地域経済の安定の確保

実 施 内 容		主となる部局
食料品・生活必需品の備蓄について、市民に周知する。		総合政策部 健康福祉部
生活必需品及び食料品を確保する。		総務部
発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、「帰国者・接触者相談センター」等を通じて、「帰国者・接触者外来」へ受診するよう引き続き周知する。		総合政策部 健康福祉部
在宅の高齢者、障がい者等、生活支援を要する世帯に対し、新型インフルエンザ等に関する情報や食料品・生活必需品の備蓄についての情報提供を行うとともに、要援護者に対し、食料品・生活必需品の供給状況に応じ、物品の確保、配分・配布を行うなどの対策を講ずる。		健康福祉部
新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する支援の必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合は、関係機関と連携し、必要な支援を行う。		健康福祉部
訪問系在宅介護事業者等に感染防止の対応や事業継続について要請を行う。		健康福祉部
水道の安定確保に努め、下水処理施設の機能を維持する。		環境部 上下水道局
ごみ及びし尿処理の安定確保に努め、要員を確保し処理施設の機能を維持する。		
新型インフルエンザ等の市内発生に備え、必要とされるマスク、消毒液等を市民に対応する窓口に配置する。		総務部 健康福祉部
救急搬送を適時実施する。		消防本部
県の要請に応じて、県が実施する積極的疫学調査に可能な範囲で協力する。		健康福祉部
火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、新型インフルエンザ等による死亡者の遺体を安置できる施設等を確保する。		総務部 地域生活部 関係各課
一時的な埋葬ができる場所の候補地を検討する。		
緊急事態宣言がされている場合の措置	水を安定供給するために必要な措置を講ずる。	上下水道局
	市民生活及び経済の安定のために、生活関連物資等の適切な供給を図ることから、関係団体への協力要請を行うとともに、市民からの相談及び情報収集窓口の充実を図る。	総務部 地域生活部 各総合支所 (山口総合支所を除く)

地域感染期（国内感染期）

- 〔 状 態 〕 県内において新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）。
- 〔対応の視点〕 県と連携し、健康被害を最小限に抑える。
社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

ア 実施体制

実 施 内 容	主となる部局
市長を本部長とする「山口市新型インフルエンザ等対策本部」を開催し、市の具体的な対応を協議し、新型インフルエンザ等対策を全庁的に実施する。	総務部 総合政策部 健康福祉部

イ 情報収集・共有及び情報提供

実 施 内 容	主となる部局
国、県から新型インフルエンザ等に関する情報を入手するとともに、連絡会議や庁内メール等で情報を共有する。	総務部 総合政策部 健康福祉部
県の要請により、市内の小中学校、幼稚園、保育園等に対する集団発生の把握の強化は中止する。	健康福祉部 こども未来部 教育委員会
新型インフルエンザ等の基本的な情報や一般的な予防、食料品・生活必需品の備蓄等について、広報紙やウェブサイト等で情報提供を行う。	総合政策部 健康福祉部
県が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う窓口を通して、対策の理由、プロセス等の共有を行う。	健康福祉部
社会・経済機能の維持について適時市民に情報提供を行う。	総合政策部
地域における新型インフルエンザ等患者に対する診療時間を取りまとめるなどして、住民への周知を図る。	健康福祉部
国から配布されるQ & Aのほか、国や県、関係機関からの情報の内容を踏まえ、コールセンター等により適切な情報提供ができる体制を継続する。	総合政策部 健康福祉部
在住外国人及び視聴覚障がい者等に対し、情報を受け取る人に応じた提供を行う。	交流創造部 健康福祉部

ウ 予防・まん延防止

実 施 内 容	主となる部局	
市民に対し、可能な限り外出を控えるよう呼びかけるとともに、外出時に公共交通機関等を利用する場合、マスクの着用の励行など感染防止対策を講ずるよう強く周知する。	総合政策部 健康福祉部	
地域交流センターへの消毒液の配布や、状況に応じて施設の利用制限を要請する。	地域生活部 各総合支所 (山口総合支所を除く)	
県の指示を受け、新型インフルエンザ等の感染を予防し、又はそのまん延を防止するため汚染された場所等の消毒を行う。	環境部	
県の要請に応じて、小中学校、幼稚園、保育園、福祉施設等に対し、臨時休業を要請する。	健康福祉部 こども未来部 教育委員会	
緊急事態宣言がされている場合の措置	県の要請に応じて、小中学校、保育所その他多数の者が利用する施設の使用制限や、施設を使用して行う各種行事等の自粛協力を要請する。	健康福祉部 こども未来部 教育委員会

エ 予防接種

実 施 内 容		主となる部局
緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種をすすめる。		健康福祉部
緊急事態宣言がされている場合の措置	特措法第46条の規定に基づき、臨時の予防接種を市民へ実施する。	健康福祉部
	接種スケジュールや接種場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。	健康福祉部

オ 市民生活及び地域経済の安定の確保

実 施 内 容		主となる部局
食料・生活必需品の備蓄について、市民に周知する。		総合政策部 健康福祉部
生活必需品及び食料品の確保をする。		総務部
「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」は中止されるため、原則として一般医療機関において新型インフルエンザ等患者の診療を行う等の周知を行う。		総合政策部 健康福祉部
在宅の高齢者、障がい者等、生活支援を要する世帯に対し、引き続き新型インフルエンザ等に関する情報や食料品・生活必需品の備蓄についての情報提供を行うとともに、要援護者に対し、食料品・生活必需品の供給状況に応じ、物品の確保、配分・配布を行うなどの対策を講じる。		健康福祉部
新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する支援の必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合は、引き続き関係機関と連携し、必要な支援を行うとともに、自宅で死亡した患者への対応を行う。		健康福祉部
地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、医師会と連携しながら調整し確保する。		健康福祉部
状況に応じて、在宅の高齢者、障がい者等、生活支援を要する世帯の見守りを社会福祉協議会、自治会、民生委員等の地区組織と連携を図りながら行う。		地域生活部 各総合支所 (山口総合支所を除く) 健康福祉部
要員を確保し、水道の安定確保、下水処理施設の機能及びごみ・し尿処理機能の維持を図る。		総務部 環境部 上下水道局
通常のごみ収集処理機能の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者にごみの減量化について要請する。		環境部
訪問系在宅介護事業者等に感染防止の対応強化や事業継続について要請を行う。		健康福祉部
感染拡大により流通機能が低下し生活関連物資等の供給が困難になった場合、県等に協力し、物資の輸送・配付等を行う。		地域生活部 各総合支所 (山口総合支所を除く)
救助物資の配付等にあたり、地域の混乱防止や交通整理が必要な場合、警察に支援要請を行う。		地域生活部
市民に対応する窓口等に配置したマスク、消毒液等を適時補充する。		総務部 健康福祉部
救急搬送を適時実施する。		消防本部

引き続き火葬場の確保を図るとともに、墓地、火葬場等に関する情報を広域的かつ速やかに収集し、広域圏での火葬体制を確保する。	総務部 地域生活部	
職員の再配置を行い、遺体安置場所の設置・運用を行うとともに、従事者の感染防止に必要な措置を講ずる。		
公衆衛生上の問題が生じるおそれが高まったときは、県と必要な措置について検討し、一時的な埋葬地を確保する。		
緊急事態宣言がされている場合の措置	水を安定供給するために必要な措置を講ずる。	上下水道局
	市民生活及び経済の安定のために、生活関連物資等の適切な供給を図ることから、関係団体への協力要請を行う。	総務部 地域生活部 各総合支所 (山口総合支所を除く)
	生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民へ迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談及び情報収集窓口の充実を図る。	
	生活関連物資等の供給が困難になった場合、県等に協力し、物資の輸送・配付等の適切な措置を講ずる。	地域生活部 各総合支所 (山口総合支所を除く)
	医療機関が不足した場合、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。	健康福祉部
	国からの要請を受け、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う。	健康福祉部
	国からの要請を受け、火葬炉を可能な限り稼働するとともに、遺体安置所を確保する。	地域生活部

小康期

〔 状 態 〕 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。

〔対応の視点〕 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

ア 実施体制

実 施 内 容	主となる部局
緊急事態解除宣言がされたときは、「山口市新型インフルエンザ等対策本部」を廃止し、「山口市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議」に移行する。	総務部 総合政策部 健康福祉部

イ 情報収集・共有及び情報提供

実 施 内 容	主となる部局
国、県からの新型インフルエンザ等に関する情報収集体制を維持し、流行の第二波に備えた体制の再整備を行う。	健康福祉部
再流行を早期に探知するため、市内の小中学校、幼稚園、保育園等に対し、新型インフルエンザ等の発生状況の山口健康福祉センターへの報告と欠席者の把握をするよう要請する。	健康福祉部 子ども未来部 教育委員会
流行の第二波に備え、新型インフルエンザ等の感染予防、備蓄用品等を市民に周知する。	総合政策部 健康福祉部
県が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う窓口を通して、対策の理由、プロセス等の共有を行う。	健康福祉部

国の要請に基づき、コールセンター等の体制を縮小する。

健康福祉部

ウ 予防・まん延防止

実 施 内 容	主となる部局
県の方針に基づき、外出や集会の自粛の解除、小中学校や通所施設等の再開等を行う時期について検討を行い、周知する。	総合政策部 健康福祉部 こども未来部 教育委員会
県の指示を受け、新型インフルエンザ等の感染を予防し、又はそのまん延を防止するため汚染された場所等の消毒を行う。	環境部

エ 予防接種

実 施 内 容	主となる部局	
流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。	健康福祉部	
緊急事態宣言がされている場合の措置	流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。	健康福祉部
	接種スケジュールや接種場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。	健康福祉部

オ 市民生活及び地域経済の安定の確保

実 施 内 容	主となる部局
生活必需品及び食料品を確保する	総務部
流行の第二波に備え、在宅の高齢者、障がい者等への生活支援について対象者の把握と支援策を検討する。	健康福祉部
新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する支援の必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合は、引き続き関係機関と連携し、必要な支援を行う。	健康福祉部
水道の安定確保、下水処理施設の機能及びごみ・し尿処理機能の維持について第二波に備える。	環境部 上下水道局
流行の第二波に備え、マスク、消毒液等の確認を行い補充する。	健康福祉部
斎場の火葬施設の火葬可能数、使用燃料、職員の配置状況等の火葬能力及び遺体の安置できる施設等について把握する。	総務部 地域生活部
緊急事態宣言がされている場合の措置	国、県及び関係機関と連携し、国内の状況等により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。 健康福祉部

参 考 资 料

山口市新型インフルエンザ等対策本部設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、山口市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 山口市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 山口市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 山口市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日又は法の施行のいずれか遅い日から施行する。

山口市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市新型インフルエンザ等対策本部設置条例（平成25年山口市条例第13号。）に規定する山口市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）及び条例の例による。

(所掌事務)

第3条 対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新型インフルエンザ等対策の実施に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等の情報収集及び伝達に関すること。
- (3) 山口県新型インフルエンザ等対策本部との連携に関すること。
- (4) 新型インフルエンザ等対策における他市町及び関係機関との連携に関すること。
- (5) その他新型インフルエンザ等対策に関する重要な事項の決定に関すること。

(組織)

第4条 本部長、副本部長及び本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 条例第3条に定める対策本部の会議（以下「会議」という。）の議長は、本部長が務める。

(事務局)

第6条 対策本部の事務を処理するため事務局を設置する。

2 前項の事務局の職員は、健康福祉部健康増進課、総務部防災危機管理課及び総合政策部広報広聴課の職員をもって充てる。

附 則

この要綱は、平成23年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、山口市新型インフルエンザ等対策本部設置条例の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長 上下水道事業管理者 総務部長 総合政策部長 交流創造部長 地域生活部長 環境部長 健康福祉部長 こども未来部長 経済産業部長 都市整備部長 小郡総合支所長 秋穂総合支所長 阿知須総合支所長 徳地総合支所長 阿東総合支所長 上下水道局長 消防長 教育部長

山口市新型インフルエンザ等対策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 本市での、新型インフルエンザ等の対策に関して、関係部及び行政機関相互の連絡調整の円滑化を図ることを目的として、山口市新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、分析に関すること。
- (2) 市民及び関係機関への正確な情報提供に関すること。
- (3) その他、連絡会議に必要な調整に関すること。

(組織構成等)

第3条 連絡会議は、別表の職員をもって構成し、議長を置く。

2 連絡会議の議長は、副市長とする。

(会議)

第4条 連絡会議は、議長が招集する。

2 議長は、特に必要と認めるときは、関係部及び行政機関の職員又はその他の関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(連絡調整会議)

第5条 連絡会議に連絡調整会議を置く。

2 連絡調整会議は第3条の別表に掲げる各部政策管理室長及び関係課長等で構成し、健康福祉部政策管理室長が招集し、その議長となる。

3 連絡調整会議は、連絡会議の事前調整等を行う。

(庶務)

第6条 連絡会議及び連絡調整会議の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

副市長	総務部長	総合政策部長	地域生活部長	環境部長	健康福祉部長
こども未来部長	経済産業部長	都市整備部長	教育部長	消防長	
健康福祉部政策管理室長					

新型インフルエンザ相談窓口

市の相談窓口：コールセンター

相 談 窓 口	住 所	電話番号 F A X	Eメール
山口市健康福祉部 健康増進課 (山口市保健センター)	〒753-0079 山口市糸米二丁目6番6号	083-921-2666 083-925-2214	kenko@city. yamaguchi.lg.jp

山口県の相談窓口：新型インフルエンザ帰国者・接触者相談センター及びコールセンター

相 談 窓 口	住 所	電話番号 F A X	Eメール
山口健康福祉センター (山口環境保健所)	〒753-8588 山口市吉敷下東三丁目1番1号	083-934-2533 083-934-2527	a13219@pref. yamaguchi.lg.jp
山口県健康福祉部 健康増進課	〒753-8501 山口市滝町1番1号	083-933-2956 083-933-2969	a15200@pref. yamaguchi.lg.jp

国の相談窓口：コールセンター

相 談 窓 口	電話番号 F A X
厚生労働省	03-3501-9301 03-3501-9044

用語解説

用 語	説 明	初出 ページ
パンデミック	感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。	1
新感染症	感染症法第6条第9項に規定される。人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。	1
抗インフルエンザウイルス薬	インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニターゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。	4
SARS	重症急性呼吸器症候群。SARS コロナウイルスによる新しい感染症。感染症予防法の2類感染症の一つ。主に飛沫感染し、高熱を発し、せきや息切れなどの呼吸器症状が出る。潜伏期間は2～7日。平成14年11月中国で発生した例が最初とされる。有効な治療法はまだ確立されていない。	5
鳥インフルエンザ	A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症。このうち、家きんに対し高い死亡率を示すなど特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」と言う。	5
咳エチケット	風邪などで咳やくしゃみが出る時に、他人に感染させないためのエチケット。感染者がウイルスを含んだ飛沫を発することにより周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要視されている。	9
コールセンター	新型インフルエンザ発生時に、市民からの一般的な相談に応じ、適切な情報提供を行うため、市や健康福祉センター（保健所）に設置するもの。	10
家きん	鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。	10
フェーズ	インフルエンザなどのウイルスの警戒警告レベル。フェーズ1及び2は、ウイルスの検出までのレベル、フェーズ3より数字が大きくなると人への感染が確認され感染の拡大により最高フェーズ6までである。	13

用語	説明	初出 ページ
帰国者・接触者 相談センター	発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するため、健康福祉センターに設置するもの。	14
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途に応じて適切なPPEを考案・準備する必要がある。 ※個人防護具(Personal Protective Equipment : PPE)	15
帰国者・接触者 外来	発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来。	16
パンデミックワ クチン	新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。	18